

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年9月まで
A市から実家へ帰ってきた時、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間直後に居住した市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月ころに払い出されたと推認され、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行い、同年1月1日にさかのぼって国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月12日から20年9月10日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同事業所が事業を休止した昭和20年9月10日以降に被保険者資格を喪失し、記録を確認することができた52人のうち、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上ある31人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24人について厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約3か月後の20年12月8日に脱退手当金の支給決定がなされており、残りの7人についても同被保険者資格の喪失日の約5か月後までに支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和20年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から53年4月1日まで
A社で、営業と各地区にあった同社支部との取次業務を担当していた。社長の代理で社会保険料を納付しに行ったことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人から提出された申立人の同社に係る名刺に記載されている住所と同社の商業登記簿の住所が一致することから、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B県C市に所在する厚生年金保険の適用事業所の中にA社は見当たらない上、申立人は、「A社に勤務していたのは、社長を含め4人であった。」と述べていることから、同社は、厚生年金保険の適用事業所には該当しなかった可能性がうかがわれる。

また、A社の商業登記簿謄本により確認できる同社の代表取締役は、高齢のため申立期間当時の状況について聴取することができない上、申立人が一緒に勤務したとする同社の事務担当者及び同僚について特定することができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、上記代表取締役は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 11 月まで
申立期間について、A社B支店に退職者の後任として勤務した。
前任者及び一緒に仕事をしていた同僚は厚生年金保険に加入しており、
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B支店に勤務していたことは、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人が記憶する同僚の氏名が確認できること及び同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員が申立人を記憶していることにより推認できる。

しかしながら、A社及びA社健康保険組合は、申立人に係る厚生年金保険及び健康保険の加入記録は見当たらないと回答している上、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、また、申立期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間以降、同社B支店における女性の厚生年金保険被保険者は一人であることが推認でき、当該女性従業員は、「経費節減のため、正社員の仕事の一部がパート社員の仕事に切り替えられた。女性正社員は、私一人だった。」と証言しており、同事業所は、申立期間当時、複数在籍していた女性正社員を一人に減員し、その結果、正社員だった前任者の後任として申立人をパート社員として採用した可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。